

自然災害発生時における業務継続計画

事業所名 株式会社アルプス介護センター

1. 総論

(1) 基本方針

災害発生時において、次の方針に基づき事業を継続する。

1. 入居者及び利用者の安全確保を図るとともに、職員の安全を確保する。
2. 入居者及び利用者の生命・身体を保護するために、必要最低限のサービスを継続的に提供する。
3. 災害時の事業所の状況に応じて、地域住民への支援を行う。

これを実現するために、本BCPを策定し、平常時の職員への研修や訓練を実施、災害発生時は適切に行動する。

(2) 推進体制

平常時の災害対策の推進体制を記載する。

主な役割	部署・役職
統括チーム	管理者・施設長
避難チーム	介護職員
応急チーム	介護職員・看護職員
介護チーム	介護職員・看護職員
食事チーム	施設職員

(3) リスクの把握

A. ハザードマップ

・別紙参照

B. 被災想定

- ①地震発生時刻 冬季の平日朝5時（夜勤帯）
- ②想定震度 震度5弱以上
- ③建物被害 なし
- ④人員体制 初動時は勤務している職員で対応。職員参集後は通常の30%の体制で業務を開始。
- ⑤自施設で想定される影響（停止率予測）

	当日	1日後	3日後	5日後	7日後
電気	100%	100%	50%	0%	0%
水道	100%	100%	70%	50%	50%
ガス	100%	100%	70%	50%	50%
通信	100%	100%	90%	0%	0%

- ・3日後まではライフラインが断絶することを想定
- ・7日後から電気と通信は復旧するが、水道とガスが復旧しないことを想定し生活用水と食事を確

保しておく。

(4) 優先業務の選定

A. 優先する事業（数字の若い順に優先度が高いものとする）

- ①入所施設（介護付き有料老人ホーム、住宅型有料老人ホーム）
- ②居宅サービス事業（訪問介護、通所介護）
- ③居宅支援事業

B. 優先する業務

1. 業務方針

限られた資源を有効活用するため、生命維持を前提とした最低限のサービス提供とする。

	優先度	業務レベル
起床時	◎	バイタルチェック、ウェットティッシュでの洗顔、口腔ケア
排泄	◎	通常通り
離床	○	無理に離床を勧めない
食事・補水	◎	備蓄食料を提供
移動	○	介助歩行者への車椅子貸与も検討
入浴	×	清拭対応
就寝時	○	口腔ケア
通院介助	△	可能な場合のみ
面会対応	△	可能な場合のみ

(5) 研修・訓練の実施とBCPの検証・見直し

A. 研修・訓練の実施

避難計画書（別紙）

研修・訓練の頻度…年2回（4月、9月）

研修・訓練の確認…参加者によるレポート提出

B. BCPの検証・見直し

避難訓練の結果とレポートを検証し、統括チームによる取組の評価と改善を実施する。

2. 平常時の対応

(1) 地震の安全対策

対象	確認項目	対応
建物（柱・壁）	亀裂	施設管理者へ補修依頼
キャビネット	突っ張り棒、固定具のゆるみ	施設管理者へ補修依頼
テレビ	固定具のゆるみ	施設管理者へ補修依頼
衣服ケース	固定具のゆるみ	施設管理者へ補修依頼
洗濯乾燥機	固定具のゆるみ	施設管理者へ補修依頼
その他	物品が不安定に積み上げられていないか	整理
その他	消火器は期限が切れていないか	施設管理者へ確認

(2) 水害・暴風対策

対象	確認項目	対応
壁面	亀裂	施設管理者へ補修依頼
ガラス	亀裂	施設管理者へ補修依頼
屋外設備	飛ばされそうな設備・備品	屋内にしまう

(3) 停電対策

対象	確認項目
照明器具	乾電池式ランタン、懐中電灯の電池残量
通信機器用バッテリー	電池式充電器の電池残量
暖房設備	備蓄燃料の残量、使い捨てカイロ
厨房設備	カセットコンロ用ガスボンベの残量確認

(4) ガスが止まった場合の対策

対象	確認項目
厨房設備	カセットコンロ用ガスボンベの残量確認

(5) 水道が止まった場合の対策

対象	確認項目
飲料水	備蓄残量確認（1人1日2ℓ×3日分）
生活用水	期限切れ飲料水を活用、備蓄残量確認
その他	自治体による給水場所の確認

(6) 通信が麻痺した場合の対策

対象	確認項目
携帯電話	電池式充電器の電池残量
固定電話	アナログ回線の有無
ナースコール	電池式ナースコールの確保
SNS	Wifi による接続確認

(7) システムが停止した場合の対策

対象	確認項目
ファイルサーバー	外部サーバーの復旧状況確認
メールサーバー	外部サーバーの復旧状況確認

(8) 衛生面（トイレ等）の対策

トイレ対策

【利用者】

- ①水道、電気が止まった場合は、ポータブルトイレを仕切りの有る箇所に設置
- ②設置個所の周知
- ③感染症予防のため、1 回の利用毎に排せつ物の処理と消毒を実施。
- ④排泄物は袋を 2 重にして、隔離された場所に一時保管。

【職員】

- ①水道、電気が止まった場合は、ポータブルトイレを仕切りの有る箇所に設置
- ②設置個所の周知
- ③感染症予防のため、1 回の利用毎に排せつ物の処理と消毒を実施。
- ④排泄物、生理用品は袋を 2 重にして、隔離された場所に一時保管。

※消毒薬と生理用品の備蓄を確認しておくこと。

(9) 備蓄

行政支援開始の目安である被災後 3 日目まで、自力で業務継続できる量を基本とする。

【飲料・食品】

品名	数量	消費期限
飲料水	1 人 2 ℓ × 3 日分	5 年
缶詰	1 人 × 3 食分	1 年
米	1 人 × 3 食分	1 年

インスタントラーメン	1人×3食分	1年
おかゆ	1人×3食分	1年
冷凍の食材（自社調理施設のみ）	ローリングストックで1週間分	1か月
経管栄養食	1人×3日分	半年

【医薬品・衛生用品・日用品】

品名	数量	品名	数量
オムツ	1人×12枚	薬	3日分確認
パッド	1人×12枚	シャンプー、ボディーソープ	10人で1個
リハビリパンツ	1人×12枚	消毒薬	1人1個
おしり拭き	1人×3袋	滅菌ガーゼ	1人1袋
手袋	1人×30枚	歯ブラシ	1人1個
ティッシュ	1人×1箱	歯磨き粉	5人1個
トイレットペーパー	1人×1個	生理用品	1人1袋
ゴミ袋	1人×6枚	マスク	1人12枚
清拭用タオル	1人×3枚	吸引機備品	適量

【備品】

品名	数量	品名	数量
電池	10人当たり×10本	軍手	1人×1セット
懐中電灯	5人当たり×1本	携帯用乾電池式充電器	1施設×5セット
充電式ラジオ	1施設×1個	携帯用カイロ	1人×3個

3. 緊急時の対応

(1) B C P発動基準

【地震による発動基準】

事業所所在地地域において、震度5弱以上の地震が発生した場合、法人代表者がB C Pを発動する。

また、被災後、建物が損傷し入居者に危険が及ぶ場合、又は各種災害により「警戒レベル3」が発令された場合は、ただちに入居者及び職員の館外避難を開始する。

【水害による発動基準】

事業所所在地地域において、「警戒レベル3」が発令された場合、法人代表者がB C Pを発動する。ただちに入居者及び職員の館外避難を開始する。

(2) 行動基準

①平常時	日常点検、研修・訓練、情報収集と共有
②緊急事態発生直後	命を守る行動（安全確保、避難）
③発生～体制確保	二次災害対応（避難場所の確保）
④体制確保後	生命維持優先（最低限のサービスを維持、従業員による自動参集、事業所間での連携開始）
⑤体制回復後	通常の業務体制
⑥完全復旧後	検証と見直し

(3) 対応体制

	結成時期	対応内容
統括チーム	①～⑤	全体の指揮を行う。各関連機関・職員・ご家族との連絡調整。
避難チーム	②～③	利用者の安全確認、指示に基づき避難誘導。
応急チーム	②～④	負傷者の救出、応急処置および救急車への引継ぎ。バイタルチェック等の健康診断
介護チーム	③～④	生命維持を目的とした最低限のサービス維持。
食事チーム	③～④	備蓄の食糧を使用して食事サービスの提供。備蓄の管理と炊き出し等の情報収集

(4) 安否確認

①利用者の安否確認

【安否確認ルール】

確認時期	緊急事態発生直後、避難終了後、体制確保後
確認方法	施設で利用する部屋割表や利用者一覧表を用いる
記録方法	無事「○」、負傷「△」、死亡「×」、不明「？」に統一

②職員の安否確認

【安否確認ルール】

確認時期	緊急事態発生直後、避難終了後、体制確保後
------	----------------------

確認方法 統括チームにより下記の方法により安否確認

A. 電話

B. SNS（個人間でつながっている職員がいたら、その情報も確認すること）

C. 災害用伝言ダイヤル（171）

※伝言を残す側：171 に発信 → ガイダンスに従い相手の電話番号をダイヤル → 伝言を録音

※伝言を聞く側：171 に発信 → ガイダンスに従い自分の電話番号をダイヤル → 伝言を確認

【職員の参集基準】

地震	震度 5 強未満	震度 5 強以上
管理者・施設長	被災状況を確認し必要であれば出勤	出勤
現場リーダー	被災状況を確認し必要であれば出勤	出勤
防火管理者	被災状況を確認し必要であれば出勤	出勤
一般職員	管理者・施設長からの招集に備える	出勤

水害・土砂・暴風	レベル 3 以下	レベル 4 以上
管理者・施設長	被災状況を確認し必要であれば出勤	出勤
現場リーダー	被災状況を確認し必要であれば出勤	出勤
防火管理者	被災状況を確認し必要であれば出勤	出勤
一般職員	管理者・施設長からの招集に備える	出勤

※ただし、「自身や家族が死傷した場合」「自宅が被災した場合」「出勤に危険を伴う場合」は、出勤の必要はないものとし、状況を随時事業所もしくは統括チームに連絡する。

（５）施設内外での避難場所・避難方法

	【施設内】	【施設外】
避難場所	リビング (水害の場合は 2F 以上)	避難計画に指示された避難場所
避難方法	自力で避難できない利用者はリクライニング車椅子 or ストレッチャーを利用	自力で避難できない利用者は、道路状況を見て送迎用車両、通勤車両を利用。

（６）重要業務の継続

	発災直後	発災後 6 時間	発災後 1 日	発災後 3 日	発災後 7 日
出勤率	3%	30%	50%	70%	90%
在庫量	100%	90%	70%	20%	正常
ライフライン	停電・断水	停電・断水	停電・断水	断水	復旧
業務基準	職員・入所者の 安全確認のみ	安全と生命を守るための必要最低限	食事、排泄中心 その他は休止もしくは減	一部休止、減とするが、ほぼ通常に近づく	ほぼ通常どおり

起床時	—	—	バイタルチェック、 口腔ケア	バイタルチェック、 ウェットティッシュに よる洗顔、口腔ケア	通常通り
排泄	必要な場合実施	実施（仮設トイレ）	実施（仮設トイレ）	実施（仮設トイレ）	通常通り
離床	避難が必要な場合実施	無理に離床は勧めない	無理に離床は勧めない	無理に離床は勧めない	通常通り
食事	休止	体制が整うまで休止	必要な利用者のみ介助	必要な利用者のみ介助	通常通り
補水	休止	必要な利用者のみ介助	必要な利用者のみ介助	必要な利用者のみ介助	通常通り
移動	避難が必要な場合実施	必要な利用者のみ介助	必要な利用者のみ介助	必要な利用者のみ介助	通常通り
入浴	休止	清拭対応	清拭対応	清拭対応	通常通り
就寝時	—	体制が整うまで休止	必要な利用者のみ介助	必要な利用者のみ介助	通常通り
通院介助	休止	休止	休止	体制が整えば実施	通常通り
面会対応	休止	休止	休止	体制が整えば実施	通常通り

（７）職員の管理

休憩場所	宿泊場所
面談室・事務室	空き居室・静養室・医務室

（８）勤務シフト

特定の職員に負荷がかからないよう事業所ごとに決められた標準シフトを維持することを第一の目標とするが、従業員の被災状況で標準シフトが組めない場合は、利用者数に応じた最低シフトを維持する。

利用者数 20 名

A : 7:15～15:00×1、 C : 10:15～19:00×1、 D : 16:30～9:30×1

利用者数 21 名～30 名

A : 7:15～15:00×1、 B : 9:00～17:45×1 C : 10:15～19:00×1、 D : 16:30～9:30×1

利用者数 31 名～40 名

A : 7:15～15:00×2、 C : 10:15～19:00×2、 D : 16:30～9:30×2

利用者数 41 名～50 名

A : 7:15～15:00×2、 B : 9:00～17:45×1 C : 10:15～19:00×2、 D : 16:30～9:30×2

利用者数 51 名～60 名

A : 7:15～15:00×2、 B : 9:00～17:45×2 C : 10:15～19:00×2、 D : 16:30～9:30×2

利用者数 61 名～70 名

A : 7:15～15:00×3、 B : 9:00～17:45×1 C : 10:15～19:00×3、 D : 16:30～9:30×3

利用者数 71 名～80 名

A : 7:15～15:00×3、 B : 9:00～17:45×2 C : 10:15～19:00×3、 D : 16:30～9:30×3

利用者数 81 名～90 名

A : 7:15～15:00×3、 B : 9:00～17:45×3 C : 10:15～19:00×3、 D : 16:30～9:30×3
 利用者数 91 名～100 名

A : 7:15～15:00×4、 B : 9:00～17:45×2 C : 10:15～19:00×4、 D : 16:30～9:30×4
 利用者数 101 名～110 名

A : 7:15～15:00×4、 B : 9:00～17:45×3 C : 10:15～19:00×4、 D : 16:30～9:30×4
 利用者数 111 名～120 名

A : 7:15～15:00×4、 B : 9:00～17:45×3 C : 10:15～19:00×4、 D : 16:30～9:30×4
 利用者数 121 名～130 名

A : 7:15～15:00×4、 B : 9:00～17:45×3 C : 10:15～19:00×4、 D : 16:30～9:30×5

(9) 復旧対応

被害が発生した場合は下記のシートに被害状況を記入

対象		状況（いずれかに○）	対応事項/特記事項
建物・設備	躯体被害	重大／軽微／問題なし	
	エレベーター	利用可能／利用不可	
	電気	通電 / 不通	
	水道	利用可能／利用不可	
	電話	通話可能／通話不可	
	インターネット	利用可能／利用不可	
(フロア単位) 建物・設備	ガラス	破損・飛散／破損なし	
	キャビネット	転倒あり／転倒なし	
	天井	落下あり／被害なし	
	床面	破損あり／被害なし	
	壁面	破損あり／被害なし	
	照明	破損・落下あり／被害なし	

(10) 情報発信

- ①被災発生時 行政機関・消防・救急への連絡 _____
- ②被害状況把握後 家族への連絡 _____
- ③体制確保後 近隣住民への連絡 _____

4. 入所者・利用者情報

- ①インターネット不通時…各事業所常備の利用者ファイルから必要な情報（ご家族の連絡先、主治医、薬剤情報、保険証等）を参照すること
- ②インターネット開通時…サーバーから利用者情報を参照すること

5. 居宅サービス固有事項

（１）通所サービス固有事項

【平時からの対応】

- ・居宅からの利用者…利用者ファイルに家族の連絡先が複数記載されている確認
また、定期的に複数連絡先が不通になっていないかを確認しておくこと
- ・入居施設からの利用者…利用者ファイルに施設の責任者の連絡先が記載されているか確認。また、定期的に責任者が変わっていないかを確認しておくこと。
- ・入居施設からの利用者…医療機関情報、薬剤情報、直近の健康状況等を定期的に施設管理者と情報交換し利用者ファイルを整備しておくこと。

【災害が予想される場合の対応】

- ・震度５弱以上もしくは警戒レベル３以上発生時は原則サービスを休止。サービス提供時間帯に被災した場合は、サービスを縮小し避難を第一優先とすること。

【災害発生時の対応】

- ・原則サービスを休止。復旧の目安は、電気・水道・ガス・通信のインフラ復旧後とする

（２）訪問サービス固有事項

【平時からの対応】

- ・サービス提供中に被災した場合に備え、施設管理者と本社の連絡先を携帯電話に保存しておくこと。
- ・入居型施設等でのサービス提供中に被災することを想定し、入居型施設と一体的に避難訓練を実施・参加すること。

【災害が予想される場合の対応】

- ・震度５弱以上もしくは警戒レベル３以上発生時は原則サービスを休止。サービス提供時間帯に被災した場合は、サービスを停止し避難を第一優先とすること。

【災害発生時の対応】

・原則サービスを休止。復旧の目安は、電気・水道・ガス・通信のインフラ復旧後とするが、担当利用者が入居型施設に入居している場合は、施設への応援として待機しておくこと。

(3) 居宅介護支援サービス固有事項

【平時からの対応】

- ・災害発生時に担当利用者、家族と密に連絡が取れるように利用者ファイルに複数の連絡先を保存しておくこと。また、移動中に被災する場合に備えて、携帯電話のメモリーに連絡先を保存しておくこと。
- ・担当利用者の地域におけるハザードマップを利用者ファイルに整備しておくこと。
- ・担当利用者が施設入居者の場合は、利用者ファイルに施設の責任者の連絡先が記載されているか確認。また、定期的に責任者が変わっていないかを確認しておくこと。
- ・担当利用者が施設入居者の場合は医療機関情報、薬剤情報、直近の健康状況等を定期的に施設管理者と情報交換し利用者ファイルを整備しておくこと。

【災害が予想される場合の対応】

- ・担当利用者が利用する各種サービスの緊急時の対応に関して、利用者ファイルに整備しておくこと。
- ・震度5弱以上もしくは警戒レベル3以上発生時は原則サービスを休止。サービス提供時間帯に被災した場合は、サービスを停止し避難を第一優先とすること。

【災害発生時の対応】

- ・原則サービスを休止。復旧の目安は、電気・水道・ガス・通信のインフラ復旧後とするが、担当利用者が入居型施設に入居している場合は、施設への応援として待機しておくこと。